

社会福祉法人会計基準の制定に伴う
退職共済財団の会計処理について

平成25年10月29日

公認会計士 小高和昭

1. 概略

都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理については、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（平成23年7月27日 雇児総発0727第3号 ～中略～ 厚生労働省老健局総務課長通知）」の「別紙1 社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）20（2）ウ都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理」として明示されました。また、「別紙2 社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」において、従前に適用していた会計基準ごとに移行時の取扱いが規定されています。

新会計基準においては3つの会計処理方法からの選択適用が認められておりますが、本研修では、3つの会計処理方法のうち、最も採用が多いと思われる、次葉の2. ⑥の簡便法を解説いたします。

2. 「別紙1 社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）20（2）ウ都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理」

都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、

④約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。

なお、簡便法として

⑤期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金として同額の退職給付引当資産を計上する方法

や、

⑥社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産として同額の退職給付引当金を計上する方法

を用いることができるものとする。

3. 「別紙2 社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」の要約

従来、法人が採用している退職給与引当金に係る会計処理として以下の①から③がある。

①退職共済預け金は掛金累計額、退職給与引当金は期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）で計上する方法

②退職共済預け金、退職給与引当金ともに期末退職金要支給額で計上する方法

③退職共済預け金、退職給与引当金ともに掛金累計額で計上する方法

新会計基準移行に当たり採用できる原則的な会計処理の方法を定めるが、移行時に限りいずれの会計処理方法も採用できる。

①を採用している場合、原則として④を選択。ただし、⑤又は⑥の方法に変更することを妨げない。

②を採用している場合、原則として⑤を選択。ただし、④又は⑥の方法に変更することを妨げない。

③を採用している場合、原則として⑥を選択。ただし、④又は⑤の方法に変更することを妨げない。

4. 会計処理

2. ⑥の「社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産として同額の退職給付引当金を計上する方法」を採用しているものとして解説します。

(1) 掛金の徴収、納付時の会計処理

- ① 共済掛金・職員負担分 6,000円
- ② 共済掛金・契約者（法人）負担分 8,000円

	事業活動計算書				資金収支計算書			
	借方		貸方		借方		貸方	
A 給与支給時に職員負担分を徴収した。	預 金	6,000	職員預り金	6,000	(仕訳なし)			
B 共済財団に職員負担分及び契約者負担分を納付した。	職員預り金	6,000	預 金	14,000				
	退職給付引当資産	8,000			退職給付引当資産支出	8,000	支払資金	8,000
C 退職給付引当金を計上する。	退職給付費用	8,000	退職給付引当金	8,000	(仕訳なし)			

(2) 職員退職時の会計処理（掛金累計額＜退職共済給付額）

＜退職手当支払資金決定通知書＞

①職員掛金累計額	：職員掛金額	7,000円
②契約者（法人）掛金累計額	：施設負担金累計額	10,000円
③退職共済給付額（約定額）	：合計支給額	21,000円

ア. 年度内退職者に対して、年度内に退職金を支払った場合

	事業活動計算書				資金収支計算書			
	借方		貸方		借方		貸方	
A 共済財団から契約者へ約定額が振り込まれた。	預 金	21,000	職員預り金	7,000				
			退職給付引当資産	10,000	支払資金	10,000	退職給付引当資産取崩収入	10,000
			その他の収益	4,000	支払資金	4,000	その他の収入	4,000
B 退職者へ退職金を支払った。	職員預り金	7,000	預 金	21,000				
	退職給付引当金	10,000			退職給付支出	10,000	支払資金	10,000
	退職給付費用	4,000			退職給付支出	4,000	支払資金	4,000

イ. 年度内退職者に対して、翌年度に共済財団から約定額の入金があった場合。

	事業活動計算書				資金収支計算書			
	借方		貸方		借方		貸方	
A 決算日	未 収 金	10,000	退職給付引当資産	10,000	支払資金	10,000	退職給付引当資産取崩収入	10,000
	未 収 金	4,000	その他の収益	4,000	支払資金	4,000	その他の収入	4,000
	退職給付引当金	10,000	事業未払金	10,000	退職給付支出	10,000	支払資金	10,000
	退職給付費用	4,000	事業未払金	4,000	退職給付支出	4,000	支払資金	4,000
B 共済財団から契約者へ約定額が振り込まれた。	預 金	21,000	職員預り金	7,000	(仕訳なし)			
			未 収 金	14,000				
C 退職者へ退職金を支払った。	職員預り金	7,000	預 金	21,000	(仕訳なし)			
	事業未払金	14,000						

(3) 職員退職時の会計処理（掛金累計額＞退職共済給付額）

<退職手当支払資金決定通知書>

①職員掛金累計額	: 職員掛金額	7, 0 0 0 円
②契約者（法人）掛金累計額	: 施設負担金累計額	1 0, 0 0 0 円
③退職共済給付額（約定額）	: 合計支給額	1 5, 0 0 0 円

ア. 年度内退職者に対して、年度内に退職金を支払った場合

	事業活動計算書				資金収支計算書			
	借方		貸方		借方		貸方	
A 共済財団から契約者へ約定額が振り込まれた。	預 金	15,000	職員預り金	7,000	支払資金	8,000	退職給付引当資産取崩収入	8,000
			退職給付引当資産	8,000				
	退職給付引当金	2,000	退職給付引当資産	2,000				
B 退職者へ退職金を支払った。	職員預り金	7,000	預 金	15,000	退職給付支出	8,000	支払資金	8,000
	退職給付引当金	8,000						

イ. 年度内退職者に対して、翌年度に共済財団から約定額の入金があった場合

	事業活動計算書				資金収支計算書			
	借方		貸方		借方		貸方	
A 決算日	未 収 金	8,000	退職給付引当資産	8,000	支払資金	8,000	退職給付引当資産取崩収入	8,000
	退職給付引当金	8,000	事業未払金	8,000	退職給付支出	8,000	支払資金	8,000
	退職給付引当金	2,000	退職給付引当資産	2,000				
B 共済財団から契約者へ約定額が振り込まれた。	預 金	15,000	職員預り金	7,000	(仕訳なし)			
			未 収 金	8,000				
C 退職者へ退職金を支払った。	職員預り金	7,000	預 金	15,000	(仕訳なし)			
	事業未払金	8,000						

(4) 職員退職時の会計処理（在職期間1年未満）

<退職手当支払資金決定通知書>

①職員掛金累計額	: 職員掛金額	7,000円
②契約者（法人）掛金累計額	: 施設負担金累計額	10,000円
③退職共済給付額（約定額）	: 合計支給額	7,000円

	事業活動計算書				資金収支計算書			
	借方		貸方		借方		貸方	
A 共済財団から契約者へ約定額が振り込まれた。	預 金	7,000	職員預り金	7,000	(仕訳なし)			
	退職給付引当金	10,000	退職給付引当資産	10,000				
B 退職者へ退職金を支払った。	職員預り金	7,000	預 金	7,000	(仕訳なし)			

